

令和3年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	02	01	15	124570	建築物耐震対策促進事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		59,644	1,218		-58,426
財源内訳	国費	23,051	609		-22,442
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	36,593	609		-35,984

特定財源の内訳

--	--	--	--	--	--

事業期間	単年度繰返	期間限定	~
------	-------	------	---

部重点施策における目標

危険なブロック塀等の耐震診断・耐震改修・除去・建替えを図る。

事業開始の背景・経緯

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀等の倒壊事故を受け、地震に強いまちづくりの推進と、通学路、避難経路等、道路利用者の安全を確保するため、ブロック塀等の耐震診断・耐震改修・除去・建替え費用の一部を補助する。

事業概要

ブロック塀等安全確保事業費補助金 1,218千円  
 事前相談により調査を行い、通学路等に面し、高さが1.2mを超えるブロック塀が対象で、所有者等に対し費用の2/3(500千円)を上限として耐震診断・耐震改修・除去・建替え費を補助  
 500千円+62千円+48千円+500千円+108千円=1,218千円(5件)

担当部署	16300000 建設部 建築住宅	担当課長	藤井 善也
------	-------------------	------	-------

意見・要望等の状況

--

事業手法の詳細1

ブロック塀等安全確保事業費補助金 1,218千円

- ・補助要件：通学路や避難路等に面している高さ1.2mを超える危険なもの。診断(点検)の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの。
- ・対象経費：ブロック塀等の耐震診断、耐震改修、除去及び建替えに要する経費
- ・補助額積算方法：補助額は下記のいずれか低い額に補助率を乗じて得た額(ただし、上限額50万円)  
 総事業費  
 ブロック塀等の長さ1m当たり80千円  
 補助率：2/3(うち市負担分1/2、国負担分1/2)
- ・補助実績(5件)：1,218千円(500千円+62千円+48千円+500千円+108千円)

令和3年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	02	01	15	124580	木造住宅耐震化推進事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		199	142		-57
財源内訳	国費	148	71		-77
	県費	0	36		36
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	51	35		-16

特定財源の内訳					

事業期間	単年度繰返	期間限定	~
------	-------	------	---

部重点施策における目標
建築物の耐震化を促進する。

事業開始の背景・経緯
東日本大震災及び阪神・淡路大震災をはじめ過去の地震において、倒壊した大半が昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅であり、新しい耐震基準による災害に強い街づくりを推進している。

事業概要
耐震診断委託 142千円(28,429円×5件) 昭和56年5月31日以前の2階以下の木造住宅の耐震診断委託
耐震補強助成及び簡易耐震補強工事助成 0千円(1,000千円×0件、300千円×0件) 耐震診断の結果、上部構造評価点が1.0未満の木造住宅の耐震補強工事補助及び0.7未満から0.7以上1.0未満とする木造住宅の簡易耐震補強工事補助

担当部署	16300000 建設部 建築住宅	担当課長	藤井 善也
------	-------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1
<p>1 木造住宅耐震診断業務委託料 142千円 対象住宅：昭和56年5月31日以前の2階以下の木造住宅 実質的診断額：31,429円/件 委託額：28,429円/件 個人負担額：3,000円/件 1件あたり財源内訳 国：14,214円(1/2) 県：7,090円(1/4) 市：7,125円(1/4)</p> <p>2 木造住宅耐震改修支援事業補助金 0千円 対象住宅：耐震診断の結果、上部構造評価点が1.0未満の木造住宅 (1)耐震補強工事補助金 0円 上部構造評価点を1.0以上とする工事 補助率4/5 = 補助上限額1,000千円/件 1件あたり(1,000千円)財源内訳 国：(2/4)500千円 県：(1/4)250千円 市：(1/4)250千円</p> <p>(2)簡易耐震補強工事補助金 0円 上部構造評価点を0.7未満から0.7以上1.0未満とする工事 補助率1/2 = 補助上限額300千円/件 1件あたり(300千円)財源内訳 市(単独)300千円</p>

令和3年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	08	04	01	184240	都市再生推進事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		274	18,638		18,364
財源内訳	国費	0	4,103		4,103
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	274	14,535		14,261

特定財源の内訳

事業期間	単年度繰返	期間限定	~
------	-------	------	---

部重点施策における目標

立地適正化計画にかかる都市再構築事業及び関連事業を推進する

事業開始の背景・経緯

平成27年度に花巻市立地適正化計画の策定に着手し、平成28年6月に公表。併せて、花巻市立地適正化計画に基づき、第1期「都市再生整備計画（平成28年度～令和2年度）」を策定し、平成28年度から本事業により、花巻中央広場の整備、総合花巻病院移転事業の支援を実施。令和元年度に、居住誘導区域から土砂災害特別警戒区域を除外する計画変更を実施。花巻駅に東西自由通路及び橋上駅化の事業化検討を実施。

事業概要

花巻市立地適正化計画変更業務委託 8,207千円  
 都市再生協議会の開催 0千円  
 関係機関との協議等 0千円  
 花巻駅東西自由通路整備基本計画追加調査委託 124千円  
 花巻駅東西駅前広場現況調査委託 8,272千円  
 土地鑑定評価委託 2,035千円

担当部署	16150000 建設部 都市再生	担当課長	澤田 利徳
------	-------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1

都市再生推進事業 18,638千円

- 立地適正化計画変更業務 8,207千円
  - 都市再生特別措置法の規定に基づき、立地適正化計画の作成から概ね5年を経過することから、施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うとともに、上位計画や令和4年度以降の事業について、他の計画等との整合を図りながら、見直しを実施。
  - 都市再生特別措置法の改正により、防災・減災の観点から、立地適正化計画に誘導区域における防災に関する方針や対策などの指針となる「防災指針」を追加。
- 都市再生協議会の開催 0円  
 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、未開催。
- 関係機関との協議等 0円  
 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインにて対応。
- 花巻駅東西自由通路整備基本計画追加調査委託 124千円
- 花巻駅東西駅前広場現況調査委託 8,272千円
- 土地鑑定評価委託 2,035千円

令和3年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	08	04	01	184280	民間宅地開発支援事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		0	2,000		2,000
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	0	2,000		2,000

特定財源の内訳					

事業期間	単年度繰返	期間限定	令和3年度	~	令和3年度
------	-------	------	-------	---	-------

部重点施策における目標

事業開始の背景・経緯
快適な居住環境を確保するため、優良な宅地開発の促進が必要である。

事業概要
民間宅地開発支援事業補助金 2,000千円【新規】 対象区域において行われる優良な宅地開発に対し補助金を交付

担当部署	16100000 建設部 都市政策	担当課長	澤田利徳
------	-------------------	------	------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1	
民間宅地開発支援事業補助金 2,000千円 【新規】	
1. 補助対象区域	花巻地区：立地適正化計画に定める居住誘導区域及び周辺用途地域（一部を除く） 石鳥谷地区：居住誘導区域 大迫・東和地区：生活サービス拠点
2. 補助要件	面積3,000㎡未満で土地の区画形質の変更を伴う宅地開発 予定建築物が一戸建て専用住宅 1区画50坪（165㎡）以上の3区画以上の開発 開発区域内道路の幅員は6m以上 既存道路が6m未満の場合は道路中心線から3mまたは全幅6mまでセットバックし、用地を市に寄付
3. 補助対象者	開発事業者
4. 補助金額	（ + ）又は のうち低い金額 1 開発あたりの補助上限：2,000千円（都市機能誘導区域：3,000千円）  （1）1区画あたり300千円（都市機能誘導区域は200千円上乘せ） （2）道路（市道や位置指定道路、セットバックなど）の整備面積1㎡あたり5千円 （3）造成費の1/2

令和3年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	08	05	01	184320	市営住宅環境改善事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		260,446	85,199		-175,247
財源 内訳	国費	116,143	40,947		-75,196
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	144,303	44,252		-100,051

特定財源の内訳					

事業期間	単年度繰返	期間限定	令和2年度	~	令和5年度
------	-------	------	-------	---	-------

部重点施策における目標

安心して生活できる住宅の確保を図る

事業開始の背景・経緯

平成29年度に策定した「花巻市営住宅等長寿命化計画」(H30~H39)により、安全で快適な住まいを長きにわたって確保するため、市営住宅等の活用方法を定め管理するもの。

事業概要

市営住宅改修 82,951千円  
 市営諏訪AP B棟(8戸)改修工事 78,782千円  
 市営本館AP 改修工事実施設計 4,169千円  
 市営住宅解体  
 市営大谷地AP 解体工事修正設計業務委託 1,914千円  
 市営住宅住み替え  
 市営大谷地AP 1戸 316千円  
 交付金返還  
 社会資本整備総合交付金返還 20千円

担当部署	16300000 建設部 建築住宅	担当課長	藤井 善也
------	-------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1

市営住宅環境改善事業 85,200千円

- 市営住宅改修：82,951千円
  - (1) 諏訪アパートB棟改修工事：78,782千円  
 改修内容：建築工事(外壁・屋根等)・機械設備工事(電気・給排水・ガス管設備等)  
 内訳 改修工事費 77,726千円  
 支障物移転業務委託 603千円  
 移転補償 421千円  
 検査手数料 32千円
  - (2) 本館アパート改修工事実施設計(3棟) 4,169千円  
 改修内容：屋根、外壁、サッシ、バリアフリー化、給排水、ガス配管改修工事
- 市営住宅等解体：1,914千円
  - (1) 大谷地アパート解体工事修正設計業務：1,914千円  
 内容：修正設計業務(建材アスベスト調査含)
- 市営住宅住み替え：316千円
  - (1) 入居者移転補償  
 大谷地アパート 1戸
- 交付金返還：20千円  
 R2年度社会資本整備総合交付金返還

令和3年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	08	05	01	184360	住宅確保要配慮者支援事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		0	0		0
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	0	0		0

特定財源の内訳

--	--	--	--	--	--

事業期間	単年度繰返	期間限定	令和2年度	～	令和2年度
------	-------	------	-------	---	-------

部重点施策における目標

安心して生活できる住宅の確保を図る

事業開始の背景・経緯

空家対策と住宅要配慮者住宅の確保を目的に、国から平成29年度に制度が示されたが、全国的に着手している状況が少ない状況である。

事業概要

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修補助金  
 登録住宅の改修補助  
 ・バリアフリー改修工事等 0戸(0千円)  
 ・間取り変更、耐震改修工事等 0戸(0千円)  
 住宅確保要配慮者家賃低廉化補助金 0戸(0千円)

担当部署	16300000 建設部 建築住宅	担当課長	藤井 善也
------	-------------------	------	-------

意見・要望等の状況

--

事業手法の詳細1

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅補助金 0千円

【事業の概要】

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅等）への円滑な入居を促進する。

【事業の内容】

1. 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修補助金（負担割 国：1/2、市：1/2）

（1）通常

1,500千円（補助対象）×2/3=1,000千円（補助上限額） 0戸、0千円

（2）共同住宅のための改修、間取り変更又は耐震改修工事を実施する場合

3,000千円（補助対象）×2/3=2,000千円（補助上限額） 0戸、0千円

2. 住宅確保要配慮者専用住宅家賃対策調整補助金（負担割 国：1/2、市：1/2）

月額40千円×12か月

0戸、0千円

令和3年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	08	05	01	184370	地域優良賃貸住宅等支援事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		15,044	15,170		126
財源内訳	国費	7,521	7,584		63
	県費	1,890	1,900		10
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	5,633	5,686		53

特定財源の内訳					

事業期間	単年度繰返	期間限定	令和2年度	~	令和2年度
------	-------	------	-------	---	-------

部重点施策における目標
安心して生活できる住宅の確保を図る

事業開始の背景・経緯
【高齢者優良賃貸住宅家賃対策事業】花城さくらマンションの供用開始（H19.3）に伴い、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、花巻市高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金交付要綱を定め、入居者への補助を実施した。

事業概要
<p>高齢者向け地域優良賃貸住宅家賃減額補助金 10,290千円                      高齢者に優良な住宅を供給するため、入居者へ家賃補助を行う。                      ・花城さくらマンション（タテサカ） 17戸（7,440千円）                      ・こっぼら土澤 7戸（2,850千円）</p> <p>子育て世帯向け地域優良賃貸住宅家賃減額補助金 4,720千円                      子育て世帯に優良な住宅を供給するため、入居者へ家賃補助を行う。                      ・ル・サントル 10戸（4,720千円）</p>

担当部署	16300000 建設部 建築住宅	担当課長	藤井 善也
------	-------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1
<p>地域優良賃貸住宅等支援事業費 15,010千円</p> <p>1. 高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金 10,290千円</p> <p>事業概要</p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく整備基準を満たした住宅に入居する60歳以上の低所得者の家賃を支援（月額上限4万円）することにより、高齢低所得者に優良かつ安定した居住環境を提供する。</p> <p>補助金</p> <p>（1）花城さくらマンション(18戸) 17戸、7,440千円                      （国：3,720千円、県：1,860千円、市：1,860千円）</p> <p>（2）こっぼら土澤(8戸) 7戸、2,850千円                      （国：1,424千円、市：1,426千円）</p> <p>（国：公的賃貸住宅家賃対策調整補助金）                      （県：高齢者向け優良賃貸住宅等供給促進事業費補助金）</p> <p>2. 子育て世帯向け地域優良賃貸住宅家賃補助金 4,720千円</p> <p>事業概要</p> <p>地域優良賃貸住宅の制度に基づく整備基準を満たした住宅に入居する子育て世帯の家賃を支援（月額上限4万円）することにより、子育て世帯に優良かつ安定した居住環境を提供する。</p> <p>補助金額</p> <p>・地域優良賃貸住宅：10戸 4,720千円（国：2,360千円、市：2,360千円）</p> <p>認定事業者：花巻市地域優良賃貸住宅制度要綱第5条により、計画の認定を受けた事業者</p>

令和3年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	08	05	02	184400	空家等対策事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		64	7,792		7,728
財源内訳	国費	0	500		500
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	64	7,292		7,228

特定財源の内訳					

事業期間	単年度繰返	期間限定	~
------	-------	------	---

部重点施策における目標
管理不十分な空家等の対策に取り組む。

事業開始の背景・経緯
平成26年11月27日に公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）が平成27年5月26日に完全施行され、市に空家に関するデータベースの整備について努力義務が課せられたこと及び、空き家等対策を効果的かつ効率的に行うためには空き家の実態調査が必要であるため。

事業概要
空き家等対策協議会 0千円 R3以降の空家等対策計画策定や特定空家等の認定等協議会で協議が必要な事象が生じ、開催した場合に出席した委員へ報酬を支出 空家等無料相談会 40千円 空家等に関する無料相談を実施する際の、相談員への謝礼金 老朽危険住宅除却費補助 1,000千円（2件） 空家の中で特に構造の腐朽又は破損等により著しく危険と判断した住宅の所有者等に対して1件当たり500千円を上限として除却解体費を補助 空家等解体活用事業補助金 3,745千円（5件） 空き家・空き店舗を解体後に新築した場合に補助 解体工事実施設計業務委託 2,959千円 特定空き家行政代執行

担当部署	16300000 建設部 建築住宅	担当課長	藤井 善也
------	-------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1
1 空家等対策の概要 (1)市内の空家等対策の現状（住宅数39,380件・空家数5,270件 H30住宅・土地統計調査） ・平成24年度及び27年度に区長からの情報をもとに調査を実施（実態調査戸数1,517件） ・近隣住民等からの苦情等があった場合、随時対応 (2)空家等対策を巡る国の動き ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」が、平成27年5月25日に完全施行 ・適正な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響 ・市町村は、空家等対策計画を策定、空家等対策協議会を設置することが可能 2 市の取り組み (1)空家等対策協議会 0千円 ・花巻市空家等対策計画の策定及び変更に関する協議等を目的として設置 【計画の構成】目的、空家の現状・課題、空家等の対策計画 【計画期間】 R3～R7年度（5年間） ・構成員 - 市長、区長、花巻市地域婦人団体協議会、司法書士会・まちづくり委員会 土地家屋調査士会、宅建協会、建築士会、花巻市消防団、岩手県花巻土木センター ・R3年度協議内容：花巻市空家等対策計画の変更について 1回実施（書面決議） 報酬 4,000円×8人×0回=0円 (2)空家等相談会 40千円 ・空家等に関する無料相談を実施。 謝礼金 4,000円×5人×2回=40,000円 (3)空家等所有者等の責務の注意喚起チラシ 47千円 ・花巻市空家等対策計画において、所有者等の意識の涵養、理解の促進のための情報提供として、チラシを固定資産税課税通知書に同封し、市民に対して広く情報発信や意識付けを行うこととしている。 ・A4サイズの1/3サイズの両面印刷（片面は定住推進課のバンク募集チラシ）（定住推進課と折半） (4)解体工事実施設計業務委託 2,959千円 ・特定空き家の行政代執行 旧梅津ビル 花巻市上町36番地

令和3年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	08	05	02	184400	空家等対策事業費

事業手法の詳細 2					
<p>(5)老朽危険住宅除却費補助金 1,000千円                      空家の中で特に構造の腐朽又は破損等により著しく危険と判断した住宅の所有者等に対して、1件当たり補助率4/5、500千円を上限として除却解体費を補助（国補助率1/2）                      実績 @500千円×2件=1,000千円</p> <p>(6)空家等解体活用事業補助金 3,745千円                      ・景観上や防災上、良好な市街地の形成を阻害している空家等の減少を図るため、空き家及び空き店舗の所有者又は所有者から同意を得たものに対して、解体費後の跡地に新築した場合に補助を行う。</p> <p>居住誘導区域 補助率1/2 上限1,000千円                      生活サービス拠点 補助率1/2 上限1,000千円                      その他 補助率1/2 上限500千円（基本額400千円+100千円*56.5.31以前建物）                      補助額 3,745千円（1,000千円+1,000千円+400千円+845千円+500千円）5件</p> <p>(7)その他の取り組み                      ・「特定空家等の認定基準」により認定した場合、助言・指導 勧告 命令 代執行                      特定空家...著しく保安上危険、衛生上有害、景観を損なっている、放置が不適切等な空家                      ・通報等によって新たに情報を把握した空家等の調査、所有者等への文書発送、データベースの更新作業。空家について空家等の所在、所有者等の権利関係、空家等の管理状況や朽廃の程度を把握し、現況等の情報を更新して、関係部局と情報を共有する。</p>					

事業手法の詳細 3					
This area is currently empty in the provided image					